

I P通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2023年6月23日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

目次～別記（略）

目次～別記（略）

附則（令和5年6月6日 レバN第009600000655-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は令和5年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（発信者電話番号表示機能等に係る工事費に関する特例）

3 当社は、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの期間において、契約者（その契約者又は契約者回線の終端のある建物内において居住する者が満70歳以上である場合に限ります。）からの発信者電話番号表示機能の基本機能又はその追加機能（発信者電話番号通知リクエスト機能）に係る申込みを承諾した場合であって、当社が定める期日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、料金表第2表工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））2工事費の額に規定する発信者電話番号表示機能の基本機能又はその追加機能に係る基本工事費及び交換機工事費の支払いを要しません。ただし、同一のOCN ひかり電話契約において発信者電話番号表示機能の基本機能又はその追加機能の廃止と申込みを繰り返し行う場合にはこの限りではありません。

4 前項の場合において、当社は、その届出のあった事実を証明する書類等を提示していただくことがあります。

（注）第3項に規定する当社が別に定める日は、当社が発信者電話番号表示機能等に係る工事費に関する特例を終了する日の7日前までに、当社のWebサイトにおいて掲示することとします。